

○水質の汚濁に係る特定施設

別表第1(第2条関係)

項	種類	名称	規模又は性能等
1	金属製品製造施設	ダイカスト製品鑄造機	すべてのもの
2	石材製品加工施設	ア 湿式研磨機 イ 湿式引割機	すべてのもの
3	旅館、ホテル、寮、バンガロー、キャンプ場、飲食店及び公衆衛生に与える影響が著しい営業の調理施設	調理場	排水量2m ³ /日以上 (ただし、蓼科湖及び白樺湖に排水するものにあつてはすべてのもの)
4	燃料小売施設(ガソリンスタンド)及びコイン洗車場施設	ア 廃油たい積場 イ 車両洗車場	すべてのもの
5	自動車整備施設	車両洗車場	アルカリ又はスチームを使用するすべてのもの
6	焼却施設	湿式集じん機	すべてのもの
7	し尿及び生活排水処理施設	合併処理浄化槽	5人槽以上のもの (し尿単独浄化槽は認めない。)
8	宅地造成事業	集団住宅地	100戸以上
9	無機性汚泥(スラッジ)の保管又はたい積場	保管又はたい積場	鉛、亜鉛、クロム、カドミウム、水銀等の有害微量重金属及びその化合物を含有するもの
10	観光開発地造成事業	観光開発施設	開発面積5ha以上のもの
11	旅館、ホテル、寮、公衆浴場等の入浴施設	浴場	すべてのもの
12	旅館、ホテル、寮、コインランドリー等の洗濯施設	洗濯場	すべてのもの
13	温泉掘削事業	温泉利用施設	すべてのもの

- 1 ア 第3項、第11項及び第12項に掲げる施設のうち旅館、ホテル、寮、バンガローは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するものをいう。また、第3項にある飲食店及び公衆衛生に与える影響が著しい営業とは、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条に規定する営業をいう。
イ 第3項に示す排水量は、事業所等における通常総排水量をいう。
- 2 第4項に掲げる燃料小売施設は、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第1号の規定による給油取扱所をいう。
- 3 第5項に掲げる自動車整備施設は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条の規定による自動車分解整備事業に基づく自動車整備施設をいう。
- 4 第7項に掲げるし尿及び生活排水処理施設は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号の規定による浄化槽をいう。
- 5 第9項に掲げる無機性汚泥(スラッジ)の保管たい積場は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第65号に規定する酸又はアルカリによる表面処理施設、同政令別表第1第66号に規定する電気メッキ施設及び無電解メッキ施設に係る排液処理施設より生成される無機性汚泥(スラッジ)の保管又はたい積場をいう。
- 6 第10項に掲げる観光開発地造成事業は、自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号に規定する自然公園の区域及び長野県自然環境保全条例(昭和46年長野県条例第35号)の規定による大規模開発調整地域における開発事業に基づく観光開発施設をいう。

○騒音に係る特定施設

別表第2(第2条関係)

項	種類	名称	規模又は性能等
1	害鳥威嚇用爆音施設	爆音機	カーバイトを音源とするもの
2	商業用宣伝施設	拡声機	定置式のものに限る
3	娯楽施設	ボーリング場	すべてのもの
4	古綿再生施設	古綿精綿機	すべてのもの
5	金属製品加工施設	ア 棒材加工用自動旋盤	すべてのもの
		イ 液圧プレス	矯正プレスを除くすべてのもの
		ウ 機械プレス	呼び加圧能力30重量t以上
		エ せん断機	原動機定格出力3.75KW以上
		オ 鍛造機	すべてのもの
6	空気の圧縮及び送風施設	ア 空気圧縮機	原動機定格出力7.5KW以上(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。)
		イ 送風機	原動機定格出力7.5KW以上
7	土石又は鉱石の破碎、磨砕、ふるい及び分級の施設	ア 破碎機	原動機定格出力7.5KW以上
		イ 磨砕機	原動機定格出力7.5KW以上
		ウ ふるい	原動機定格出力7.5KW以上
		エ 分級機	原動機定格出力7.5KW以上
8	建設用資材製造施設	ア コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き混練機の混練容量が0.45m ³ 以上
		イ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200Kg以上
9	穀物用製粉機	製粉機	ロール式のものであって原動機定格出力7.5KW以上
10	織物施設	織機	原動機を使用するもの
11	木材加工機械施設	ア ドラムバーカー	すべてのもの
		イ チッパー	原動機定格出力2.25KW以上
		ウ 碎木機	すべてのもの
		エ 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機定格出力15KW以上
		オ 丸のこ盤	木工用のものにあつては原動機定格出力2.25KW以上
12	印刷機械施設	印刷機	原動機を使用するもの

○悪臭に係る特定施設

別表第3(第2条関係)

項	種類	名称	規模又は性能等
1	家畜の飼養又は収容施設	ア 豚の飼養又は収容施設	体重20kg以上のもの 20頭以上250頭未満
		イ 牛又は馬の飼養又は収容施設	生後6箇月未満を除く 3頭以上
		ウ 鶏の飼養又は収容施設	100羽以上
2	有機性残渣のたい積場	たい積場	たい積面積16.5m ² 以上

別表第3第2項に掲げる有機性残渣は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第3号に掲げる水産食料品製造業のうち寒天製造業、同第4号に掲げる野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業及び同第5号に掲げるみそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業のうちみそ製造業の用に供される施設から排出される有機性植物残渣をいう

○大気の汚染に係る特定施設

別表第4(第2条関係)

項	種類	名称	規模又は性能等
1	廃棄物焼却炉	焼却炉	処理能力20Kg／時以上 200Kg／時以下
2	専用自動車駐車場	バスターミナル	発着車両台数100台／日以上（事業用乗用自動車に限る。）

○振動に係る特定施設

別表第5(第2条関係)

項	種類	名称	規模又は性能等
1	金属加工機械	イ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
		ロ 機械プレス	
		ハ セン断機	原動機定格出力1Kw以上
		ニ 鍛造機	
		ホ ワイヤフォーマー マシン	原動機定格出力37.5Kw以上
2		圧縮機	原動機定格出力7.5Kw以上(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。)
3		土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機定格出力7.5Kw以上
4		織機	原動機を用いるもの
5		コンクリートブロックマシン	原動機定格出力合計2.95Kw以上
		コンクリート管製造機械	原動機定格出力合計10Kw以上
		コンクリート柱製造機械	原動機定格出力合計10Kw以上
6	木材加工機械	イ ドラムバーカー	
		ロ チッパー	原動機定格出力2.2Kw以上
7		印刷機械	原動機定格出力2.2Kw以上
8		ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機定格出力30Kw以上
9		合成樹脂用射出成形機	
10		鋳型造型機	ジョルト式のものに限る。

別表第6(第3条関係)

項	区分	規制基準
1	別表第1第1項に掲げるダイカスト製品鑄造機	ア 油分は、日最大値5mg/l以下とする。 イ 離型剤及び油分分離の設備がなされていること。
2	別表第1第2項に掲げる湿式研磨機、湿式引割機	排出物を分離及び除去できる設備を有すること。
3	別表第1第3項に掲げる調理場	ア 油水分離の設備がなされており、かつ、排水を浄化できる設備を有すること。 イ 排出水の生物化学的酸素要求量(BOD)及び全窒素を日最大値20mg/l以下とすること。 ウ 油水分離の設備、浄化槽の機能保持のための維持管理上の技術的及び清掃点検等について、必要な措置が講じられていること。 エ 排出水の放流先は、環境衛生上支障を生ずるおそれのない流量を常時有り、滞留していないこと。
4	別表第1第4項に掲げる廃油たい積場及び車両洗車場	ア 廃油回収容器は、密閉式とし、雨水等による流出を防止するとともに、油分の地下浸透を防止できる施設内で取り扱いたい積する。 イ 車両洗車施設にあっては、排出物を分離及び除去できる設備を有すること。
5	別表第1第5項に掲げる車両洗車場	ア 排出物を分離及び除去できる設備を有すること。 イ アルカリ洗浄液を使用するものにあっては、水素イオン濃度(pH)値5.8以上8.6以下とする。
6	別表第1第6項に掲げる湿式集じん機	ア 排出物を分離及び除去できる設備を有すること。 イ 排出水の浮遊物質(S・S)は日最大値15mg/l以下とし、水素イオン濃度(pH)値は5.8以上8.6以下とする。
7	別表第1第7項に掲げる合併処理浄化槽	排出水の生物化学的酸素要求量(BOD)及び全窒素を日最大値20mg/l以下とすること。(別荘に設置する場合は、当該別荘地管理会社に浄化槽管理士が常駐していること又は当該別荘地管理会社が浄化槽管理士を置く会社と浄化槽の保守点検業務の委託契約を締結していることとし、その他必要な事項は、別に定める。)
8	別表第1第8項に掲げる集団住宅地	ア 雑排水浄化のための共同処理施設を有すること。 イ 施設の浄化機能保持のための維持管理上の技術的及び清掃点検等について、必要な措置が講じられていること。 ウ 排出水の放流先は、環境衛生上支障を生ずるおそれのない流量を常時有り、滞留していないこと。 エ 排出水の生物化学的酸素要求量(BOD)及び全窒素は、日最大値20mg/l以下とすること。
9	別表第1第9項に掲げる保管又はたい積場	飛散し流出し地下に浸透するおそれのない容器又は構造を有する保管、たい積の設備を有すること。

項	区分	規制基準
10	別表第1第10項に掲げる観光開発施設	ア し尿及び雑排水のための合併集中処理施設を有すること。 イ 排水水の生物化学的酸素要求量(BOD)及び全窒素は、日最大値20mg/l以下とすること。 ウ 自然環境の保全のため植栽に努めること。 エ 廃棄物の処理に関しては所要の措置が講ぜられていること。 オ ゴルフ場で使用する農薬の水質濃度については排水口等の測定点において「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針(環境庁)」の指針値の10分の1を超えないこと。
11	別表第1第11項に掲げる浴場	ア 洗い場からの排水のための浄化設備を有すること。 イ 施設の浄化機能保持のための維持管理上の技術的及び清掃点検等について必要な措置が講じられていること。 ウ 排水水の放流先は、環境衛生上支障を生ずるおそれのない流量を常時有し、滞留していないこと。 エ 排水水の生物化学的酸素要求量(BOD)及び全窒素は、日最大値20mg/l以下とすること。
12	別表第1第12項に掲げる洗濯場	ア 排水浄化の設備を有すること。 イ 施設の浄化機能保持のための維持管理上の技術的及び清掃点検等について必要な措置が講ぜられていること。 ウ 排水水の放流先は、環境衛生上支障を生ずるおそれのない流量を常時有し、滞留していないこと。 エ 排水水の生物化学的酸素要求量(BOD)及び全窒素は、日最大値20mg/l以下とすること。
13	別表第1第13項に掲げる温泉利用施設	ア 温泉排水については、水質汚濁防止法第3条第1項に基づく排水基準を超えないこととする。

この表に示す規制基準は公共用水域に排出する場合であり、公共下水道に排出する場合は適用されない。
また、規則項目に係る数値の検定は、付表に定める方法によるものとする。

付表

項目	検定方法
油分 (ノルマルヘキサン抽出物質含有量)	排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法の付表に定める方法
生物化学的酸素要求量 (BOD)	日本工業規格K0102の21に定める方法
水素イオン濃度(pH)	日本工業規格K0102の12・1に定める方法
浮遊物質(S・S)	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法

○騒音に係る規制基準

別表第7(第3条関係)

- 1 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条の規定による地域指定の指定地域内における特定施設に係る規制基準

時間の区分 地域の区分	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種区域	60デシベル	50デシベル	50デシベル
第3種区域	65デシベル	65デシベル	55デシベル
第4種区域	70デシベル	70デシベル	65デシベル
適用する特定施設	別表第2(以下同じ。)第2項に掲げる拡声機。第3項に掲げるボーリング場、第4項に掲げる古綿精綿機、第5項アに掲げる棒材加工用自動旋盤		

- 2 騒音規制法第3条の規定による地域指定の指定地域以外の地域内における特定施設に係る規制基準

昼間	朝・夕	夜間
65デシベル	65デシベル	55デシベル

- 3 別表第2第1項に掲げる爆音機に係る規制基準

発音時間	設置場所
日の出から日没まで	ア 備考(5)に掲げる文教施設、病院施設及び福祉施設から100m イ 住居から70m

備考

1及び2に掲げる規制数値その他の項目については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 昼間とは午前8時から午後6時まで、朝とは午前5時から午前8時まで、夕とは午後6時から午後9時まで、夜間とは午後9時から午前5時までとする。
- (2) デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- (3) 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- (4) 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731—1983に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - ア 騒音計の指示値が変動せず又は変動が少ない場合はその指示値とする。
 - イ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - ウ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジ上端の数値とする。
 - エ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (5) 1及び2に掲げる規制基準において、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく学校、図書館法(昭和25年法律第118号)の規定に基づく図書館、医療法(昭和23年法律第205号)の規定に基づく病院、診療所及び助産所、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく児童福祉施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定に基づく老人福祉施設、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく保護施設、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定に基づく身体障害者社会参加支援施設、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の規定に基づく母子・父子福祉施設、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定に基づく障害者支援施設並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法(平成18年法律第77号)の規定に基づく幼保連携型認定こども園の敷地周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、時間の区分及び区域の区分に応じて定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

○悪臭に係る規制基準

別表第8(第3条関係)

項	区分	規制基準
1	別表第3第1項に掲げる家畜の飼養又は収容施設	ア 床は、不浸透性材料で作られ、ふん尿を分離できる構造であること。 イ 汚物処理施設として、汚物だめ及び汚水だめを有すること。 ウ 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができるふた等の覆いが設けられていること。 エ きゅう肥舎を有するとともに、密閉措置が講ぜられていること。 オ 運動場を設ける場合は、周囲を不浸透性材料で囲むこと。 カ 防臭剤及び防虫剤を常時散布し、悪臭及び衛生害虫の発生を防止すること。 キ ふん等の乾燥の際は、悪臭が生じないように特に留意し、周辺の人の多数が不快を感じないと認められる程度とする。 ク ふん尿及び汚物の土壌還元は、衛生害虫の発生及び悪臭の発散しないよう覆土して行うこと。
2	別表第3第2項に掲げる有機性残渣のたい積場	悪臭の発散及び汚水の流出を防止するため完全な被覆と防臭剤及び防虫剤の常時散布に努めること。

別表第9(第3条関係)

項	区分	規制基準
1	別表第4第1項に掲げる焼却炉	ア 防じんの装置を有すること。 イ 廃棄物焼却炉にあつては四囲の状況を考慮して環境保全の上から障害が生じないと認められる設置場所とすること。 ウ イの廃棄物焼却炉にあつてはばいじん排出量は0.70gNm^3以下 エ 煙突は、ばい煙の拡散効果を計るため必要な高程を設けること。
2	別表第4第3項に掲げるバスターミナル	ア 駐車時においては原動機の運転を停止すること。 イ 発車時においてむやみに排出ガスを排出しないこと。 ウ 待合室を有するものにあつては、排出ガスの換気の措置が講ぜられていること。

この表に掲げる規制項目に係る数値の検定方法及び第2項イに掲げる排出ガスとは、次の付表に掲げるとおりとする。

付表

排出ガスとは、大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)第4条に規定する一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物及び窒素酸化物とする。

項目	検定方法
ばいじん排出量	日本工業規格Z8808—1970に掲げる方法

別表第10(第3条関係)

1 振動規制法第3条の規定による地域指定の指定地域内における特定施設に係る規制基準

時間の区分 地域の区分	昼間	夜間
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

2 振動規制法第3条の規定による地域指定の指定地域以外の地域内における特定施設に係る規制基準

昼間	夜間
65デシベル	60デシベル

備考

1及び2に掲げる規制数値その他の項目については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 昼間とは午前7時から午後7時まで、夜間とは午後7時から翌日の午前7時までとする。
- (2) デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位とする。
- (3) 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛道方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- (4) 振動の測定方法は、次のとおりとする。

1 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

- イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- ロ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所
- ハ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所

2 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3デシベル	3デシベル
4デシベル	2デシベル
5デシベル	
6デシベル	1デシベル
7デシベル	
8デシベル	
9デシベル	

(5) 振動加速度レベルの決定は、次のとおりとする。

- 1 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- 2 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- 3 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。